

【令和5年度第1回かまくら人権施策推進委員会会議録】

- 1 日 時：令和5年（2023年）9月13日（水）
午後2時から3時30分まで
- 2 場 所：鎌倉商工会議所102会議室
- 3 出席者：【委員】倉田委員長、樽井副委員長、秋元委員、影山委員、坂上委員
【事務局】服部共生共創部長（冒頭のみ）、矢作地域共生課長、新井課長
補佐

※ 傍聴者 なし

4 議題

- (1) 第3次かまくら人権施策推進指針の策定について
 - ア【協議】かまくら人権施策推進指針の位置付け及び第3次かまくら人権施策推進指針策定の考え方、視点について
 - イ【協議】第3次かまくら人権施策推進指針策定における主な新規・変更項目について
 - ウ【説明】今後の進め方について
- (2) その他

5 配付資料

- (1) 【資料1】かまくら人権施策推進委員会委員及び事務局名簿
- (2) 【資料2】第3次かまくら人権施策推進指針策定について
- (3) 【資料3】第2次・第3次関係図
- (4) 【資料4】かまくら人権施策推進指針分野別骨子（案）
- (5) 【資料5】市民共創プラットフォームによるオンライン意見概要
- (6) 【参考資料1】かまくら人権施策推進指針改訂版（現行指針）
- (7) 【参考資料2】令和4年度人権施策調査報告（簡易版）(1) 会議次第

6 会議の概要

各委員及び事務局の自己紹介の後、「第3次かまくら人権施策推進の策定について」諮問を行った。会議の公開、傍聴者の取扱い、会議録等の取扱いについて確認した後、議案の審議に入った。

7 議事

(1)第3次かまくら人権施策推進指針の策定について

ア【協議】かまくら人権施策推進指針の位置付け及び第3次かまくら人権施策推進指針策定の考え方、視点について

事務局：資料2「第3次かまくら人権施策推進指針策定について」をご覧ください。

「1指針の位置付け」についてです。かまくら人権施策推進指針は第3次総合計画の将来都市像の実現に向けた将来目標の一つである「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」の実現を目指して、人権尊重の視点から各施策を推進していく上での基本理念や取り組みの方向性を示すものです。

次に「2指針改訂の時期について」です。平成16年3月に第1次の指針が策定されました。その10年後に改訂版として現行の第二次の指針が策定されました。その後10年を経て今年度中に第3次版を策定することとなります。

「3第3次策定の基本的な考え方」です。(1)現指針の基本的な考え方は踏襲し、社会環境の変化に合わせ、時点修正を行います。また、(2)平成31年4月に制定された「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」ほか、各条令との整合性を図ります。

「4社会環境の変化を取り入れた指針改訂の視点」についてです。(1)から(3)に記載のとおり、「各分野においてSDGs達成に向けた視点」、「共生共創の視点と包括的な支援体制」、「各種法整備・条例との整合性」の3つの視点を取り入れます。(2)について、安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現を目指す共生共創の視点を持ち、複合化複雑化したニーズに対し包括的な支援体制の実現に向けた取り組みに寄与することを目指します。

以上で説明を終わります。

委員長：ただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

各委員：(意見、質問なし)

委員長：それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

イ【協議】第3次かまくら人権施策推進指針策定における主な新規・変更項目について

事務局：資料2の続きとなります。

主な新規・変更項目については、資料2「5特徴(主な新規・変更項目)」について(1)から(6)まで記載しております。それらを現指針との関係を図としてお示ししたものが資料3になりますので、資料3をもとに説明いたします。

現行の指針に記載がある各分野別の取組が左側の(鎌倉市(第2次=現行))

となっており、右側（鎌倉市第3次）とあるのが、策定予定の指針の項目の事務局案となります。新規項目や主な変更点につきましては※の1から11まで番号を振り、下に変更内容を記載しています。主な変更点としては、まず各分野を横断する、上位に位置する項目として「1すべての人の人権」という項目を設けました。分野や属性を問わないあらゆる人に対する人権意識の啓発、体制整備を図ります。

次に※2ですが、「1女性の人権」をより広く「2ジェンダーと人権」と改めました。関連しまして少し飛びますが※10「7多様な性の尊重」ですが、これは従来の「性的少数者の人権」を項目出したものとなります。ジェンダーと人権、多様な性の尊重ともに、全ての人が互いを尊重し、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し多様な性の理解促進に取り組むことからこのような項目としました。

戻りまして※5子どもの人権分野の項目として「多様な学びの場の保障」を新規に加えました。現指針では「いじめや不登校対策の充実」としていた項目を「いじめ対策」と（不登校対策を含めた）「多様な学びの場の保障」に分けたものです。文科省の「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策＝COCOLOプラン」に表記を併せました。

次に※6、7高齢者の人権分野の項目として「認知症に関する施策の推進」「高齢者の社会参加、就業の促進」分野を新規に追加しました。前者は「共生社会を実現するための認知症基本法」の公布に伴うものであり、後者は高齢者雇用安定法の改正に伴い、70歳までの雇用確保が企業の努力義務化されるなど、社会参加機会の増加に伴うものです。

次に※8障害者の人権分野として「インクルーシブ教育の推進」を新規項目として追加しました。

続いて※11「生活困窮者等の人権」ですが、現行の「ホームレスの人権」をホームレスに限定せず対象を広げました。資料3については以上ですが、これらの項目を指針の骨子として文章化したものが資料4となり、素案作成の前段階のものとなります。1頁目のみ説明させていただきますと、資料3の「1すべての人の人権」の内容が1頁目となります。現状と課題は現在の骨子の段階では箇条書きになっていますが、今後素案作成に向け文章化いたします。枠の中の「特に重要な取組」とありますが、資料3の各小項目となります。そのなかの箇条書き（人権教育・啓発の推進など）が項目に基づく施策となります。

委員長：ただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

各委員：（意見、質問なし）

委員長：それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

ウ【説明】今後の進め方について

事務局：再度資料2をご覧ください。

「6策定の進め方」です。上から地域共生課、市民参加型共創PF、鎌倉市人権・男女共同参画推進連絡会と続き、4番目が本委員会についての記載となります。上から2番目の市民参加型共創PFは後ほどの議題その他の部分で説明させていただければと思います。上から3番目の鎌倉市人権・男女共同参画推進連絡会は庁内の関連課の連絡会であり、この連絡会で協議された内容をもとに本審議会で委員の皆さまにご審議いただくこととなります。今回は、先日8月30日に庁内の連絡会で協議された内容をもとにご審議いただいております。今回のご審議いただいた内容をもとに、地域共生課では指針の素案を作成し、第2回の本委員会を11月、パブリックコメントを終えた最終の段階で3月の第3回の本委員会で答申をいただく予定です。

委員長：ただいまの事務局のご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

各委員：(意見、質問なし)

委員長：それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

(2)その他

事務局：その他お配りした資料について説明させていただきます。

資料5をご覧ください

「市民共創PFによるオンライン意見概要」についてです。今回の第3次版の策定にあたり、現状を把握し、市民の方の声に沿った指針とするため、市の政策創造課が所管しておりますオンラインによるプラットフォームで市民の方から人権に関する意見を聴取しました。現段階でいただいた内容は資料5のとおりとなります。今後まとめましたら、指針策定の現状部分や各分野への取組への記載に反映できればと考えています。

最後に参考資料2をご覧ください。こちらは5月に庁内に依頼しました、令和4年度に取り組んだそれぞれの課の人権施策についての調査結果です。こちらも概要をおまとめしたものであり、今後内容を反映できればと考えています。

委員長：委員の皆さまのご質問、ご意見をお願いいたします。

委員：私、高齢者福祉の領域を仕事とさせていただいている中で災害時の支援というか、その辺りのところにはもう少し手厚くしていかないといけないと思っています。

今は要援護という形で、自身で登録しなくてはいけないが、それ以外の登録していない方々で援護を必要としている高齢者の方々が地域の中で大勢いらっしゃると思います。そういったところで、もう少し末端での共生社会の実現のところに繋いでいく具体的な内容が薄いという感じがしています。災害時の支援も今、関東大震災から 100 年というなか、大災害が起こると言われている中で、今回の指針では、もう少しきめ細かく記載し、地域の中の緩やかなネットワークだけで済ませてしまわず、介護保険を利用している方だけでなく、未登録の要援護家庭のような、そういう方々への地域のネットワークづくりみたいなものをもう少し見えるような形で提示していただけた方がいいな、ちょっとそこが薄いなと思いました。障害者のところは安心して暮らせるまちづくりというところはきめ細かく書かれていますが、災害に対しては薄いと思っています。

委員長：災害に関しては近々来るだろうという予測がある中、人権を守っていかなくてはいけないところで、高齢者、障害者、観光にいられている外国人の方などの人権も考えていかなくてはならないですね。

事務局：資料 4 の高齢者の人権の部分ですが、鎌倉市では重層的支援体制整備事業という隙間のない支援や断らない相談体制など、地域づくり、孤独孤立の対策など進めています。担当者に今回こういった意見が出たということ伝えていきたいと思っています。

委員：資料 4 の特に重要な取り組みと記載のある中で、例えば 1 ページ目であれば、「全ての人自分らしく暮らせるための意識づくり」と書いてあり、その下に箇条書きで特にこれを具体的に組み込んでいきますということが書かれていると思います。けれども、そのような記載がないところはざっくり全面的にやっていくみたいな感じなのでしょうか、というのは、私は障害分野の方で働いていますが、インクルーシブ教育について、SDGs の観点から最近すごく話題にはなっていて、主にその知的とか身体の方とか発達障害であるとか方が多いのかなとは思っています。特別支援学校からインクルーシブ教育に移行しましたみたいなのが県内でもあって、初めて卒業生が出ますよというふうになっているが、(6) のインクルーシブ教育の推進というところでは何も書かれていないので何を具体的にしていくのかが気になっています。また、インクルーシブ教育、という教育という中からその後社会に参画していく中で、特にインクルーシブ教育をやっている先生に話を聴くと、合理的な配慮で学校生活を送ったけれども、就労となったときに彼らはどんな扱いを受けるのだろうかという疑問が出てきていると聞いているので、そういったつなぎの部分も含めて、教育だけで終わりではなくて、社会に適応していく部分も考えられるといいのかなと思っています。

あとは精神障害というのは、誰もがこうなり得るといようなものでもあって、最近 YouTube とか SNS がすごく広まって情報を得るのがすごく簡単になって、発達障害とか、躁鬱とかそういうことが皆さんなんとなくお知りになって。けれども、「インターネット等による人権侵害等」と関わってくると思うのですが、精神鑑定だとか、その責任能力はなくてみたいなことになると、精神障害イコール危険みたいな印象になってしまうこともありますので、プラットフォームなどで、いろんなご意見を市民の方からこう伺うところではあると思うのですが、やはりこうした取り組みも下手をすると、そういう人権侵害にあたるようなことを言う発言もあり得るのかなというふうには思っています。このようなプラットフォームでインターネット上の人権侵害とならないよう注意しなくてはいけないのかなと思います。

事務局：ありがとうございます。おっしゃる通り、特に重要な取り組みの中で具体的な取り組みに落ちていない部分がいくつかありまして、今、担当課とやり取りをしている最中のもので、本日現在取り組みとして落とし込めていないものや、障害者の分野でも計画が改訂されるということで、足並みを合わせ、今後記載してまいりますので、その際またご意見をいただければと思います。

インクルーシブ教育につきましても、教育分野の取り組みなども聞き取りはしていますが、今お話いただいた内容も各課と共有して、もう少し長期的に就労までの分野も記載できるようにしていきたいと思います。

委員長：インクルーシブというのは幼児教育から始まります。現状として、鎌倉市の保育園幼稚園のどのくらいインクルーシブ教育が進んでいるのか、市の中でも非常に格差が大きい。教育から始めていかないと差別はなくなるので、そういったことも含めて横断的に検討していただくということも必要だと思います。

あと学校や教育委員会でも、具体的に実態としてどのくらい、どういう状況があるのか、どう取り組んでいくのかということも明確にしないとその後につながっていかないし、幼児期からの教育があって、就労に繋がっていくことだと思うので、繋がりを持った形のインクルーシブ教育となると良いと思います。

オンラインプラットフォームについてですが、お話があったように、言論の自由とは違うような話が出てきたりもしますが、これに関しては回答をするのでしょうか？

事務局：オンラインプラットフォームで市民の方から意見を聴取する機会は2回を想定しており、1回目については人権について自由にご意見をいただく、第2回目でもう一度意見を聞く場を予定していますが、そこでは意見に対して指針のどこに、どんな風に反映できそうかというのを何らかの形でお示しする

ことを考えております。できる限りいただいた意見に関してなんらかの形で反映できればと思っています。

委員長：いろんなご意見のなかには、どうしても共生社会を否定してくるような意見も出てきますよね。そこに対してどう対応するかということですよ。

同性のパートナーが入院した場合の対応などについて、鎌倉市はパートナーシップ宣誓制度というのがありますよね。それがどの程度効力があるのかとか、例えば死に目に会えないっていう方もいらっしゃるとか、手術に付き添えないという方もいらっしゃるとか。そこはパートナーシップ宣誓制度がどのくらい効力があるのか、またその病院とかにちゃんとそれが伝わって周知されているのかということがちょっとこれを見て思ったんですけど。

事務局：パートナーシップ宣誓制度は鎌倉市でも導入しておりまして、パートナーシップ宣誓制度を利用した方は方々は病院でも家族と同じような扱いをしてくださいというお願いを鎌倉市の医師会を通じてしているという状態ですが、取扱いの判断が病院の方でも任意の判断となっております。家族と同様に取り扱っている病院にもあるというふうには聞いているところですが、具体的な取扱件数等は把握していません。また、不動産でも同様に、不動産の借りる時にパートナーシップ宣誓制度の宣誓書により家族と同様に扱ってくださいとお願いをした経緯があります。家族同様になるのがスタンダードであるというようにしていくのが、必要な取り組みであると考えています。

委員長：例えばパートナーシップ宣誓制度に協力している病院にステッカーを貼るとか、市で周知をするということになると、安心して選ぶことができることになると思う。そういったことから理解が一気に進んじゃ進むのではないかと思います。身内がいないと手術ができないとか、サインがもらえないと手術してもらえないとか、そこら辺のところでは制度の一步進んだ施策が必要だと思えます。

また、神社に観光客が入れないという意見とは少し違うが、例えば鎌倉市でもベビーカーがダメ、外国人がダメというお店もあったりする。僕も 1 回外国人を連れて行ったらお断りされてびっくりしました。

子育て応援パスポートというのが神奈川県にあり、鎌倉市は 135 件加盟店として登録されています。藤沢は 441 件で、横須賀は 244 件であり、鎌倉はとても低い、藤沢の 3 分の 1 に達していない。県の制度ですが、市としても積極的にその応援パスポートを推進していくということも、ベビーカーでも大丈夫だとか、赤ちゃん連れて大丈夫ですよってということも進められると。鎌倉はどちらかというと子育てに優しくない町というイメージが今のところあって、みんな藤沢の方に引っ越していってしまう。やっとな

近中学校まで医療的な補助が出るようになったが、ある意味すごく遅れています。そこら辺のところで子どもたちを生み育てしやすい街にしていけないといけないと思うので、その部分もサポートが必要になってくると思いますがいかがでしょうか。

事務局：事業者の方にはお願いは結構するのですが、あとは任意になっているところが多く、推進するような施策を組み立てるところまでいっていない状況です。

委員長：やっているところをもっとわかるようになどするとよいと思います。ステッカーを貼るとかでも宣伝にもなるとと思います。

事務局：そういった課題があるということは共有したいと思います。

委員：意見と言うより質問になってしまうかもしれないが、これまでの指針では「女性の人権」が「ジェンダーと人権」に変わっていますね。それはどうしてなのかということと、というのも、市民の方が見たときに女性の人権のところはどこかと探そうとしたときに、見つかりにくい、わかりにくいという感じがありました。「多様な性の尊重」は別に項目だてがされているので、市民の方が見た場合を考えると、セクシャルハラスメントを「あらゆるハラスメント行為の根絶」ということでまとめているのも、自分の抱えている問題がどこにあたるのかというのかがわかりにくいなと思ったりしたのですがいかがでしょうか。

事務局：基本的に第二次の部分から項目は減らしていなくて、これまで女性、子どもと整理をしていたものに対して、分野を問わずもう一段階層の上の「全ての人の人権」という部分に落としています。

去年鎌倉市で男女共同参画プランを策定したときに、ジェンダー平等プランという名前に変えて、社会の中での男女の役割分担とか、女性単独ではなくて、ジェンダーとして整理した経緯があります。あと、他市の指針では、「多様な性の人権」の中に女性を入れているところもあれば、別にしてるところもある状況で、鎌倉市では「ジェンダーと人権」のなかに「多様な性の尊重」を入れてしまうと多様な性が埋もれてしまう懸念から「多様な性の尊重」として頭出しをしています。また、セクハラがなくなっている点についてはそのとおりですが、ハラスメントの中にパワハラであったりセクハラだったりとか、記載に悩んだところではありますが、他の部分の粒感と併せてハラスメントとして整理しました。

委員長：今回は全ての人に対する人権が新しい変更項目になっているところで、今は男性に対するDVもありますよね。男性トイレに男性のDV相談の案内もある。女性だけでなく、男性に対する配偶者の暴力もある。ジェンダーという形にすることで、男女、LGBTQを含めてすべてというような話なのかなと感じました。

事務局：女性の人権をこのまま用いると男性の人権という別項目も必要になってくるため「ジェンダーと人権」としました。

委員長：配偶者等に関する暴力の根絶というところでしょうけど、もう少し説明が必要なのか。

委員：男女とか関係なく、そのDVもハラスメント関連も起こるよっていう意味合いで大きい括りにしたという流れだと思いますが、ただ女性の方がこう不利益を得やすいような時代背景だったっていうのも多分あるとは思うので、見る人によっては同じように感じる方もいるのではないかなと感じる、というのは、ジェンダーと人権っていう大項目の中に多様な性、男性の人権っていうのもあると思うのですが、説明というか、それをもう少し加えた方が、皆さんに受け入れられやすいのかなというような印象はあります

委員：ジェンダーと人権の1番目の項目のタイトルの「女性の参画」というところ、「女性が」というところから増やしていった方がいいのかな、ここで強調して女性の人権から変えていくのだったら、この項目の中。ちょっと表現を変えてみる。

事務局：タイトルの付け方は悩んだところで、DVだったら男性も救済していかなくてはならない、同じような課題を男性も抱える可能性が、そこに実際のケアなども視野にいれていかないといけない

委員長：ジェンダーのなかで、ジェンダーの平等の問題とコンプライアンスの問題とを分けるという手はあるかもしれないですね。

だから、ここには例えばその女性の参画は少ないので、そこも全面的に押し出していくっていうことと、ハラスメントとかセクシャルハラスメントとかのコンプライアンス違反に関しては、全部の人権、男性たちも対象となる。そこはもう一つ項目だとして、そういったことは許さないという風にするのも一つかもしれない。一緒になっちゃうとわかりづらいのかもしれない。

委員：そうですよね。

事務局：2番目の「ジェンダーと人権」の中に、社会的な男女の役割とDV、性犯罪に関するものが含まれている状況です。ハラスメント自体は1番の「すべての人の人権」に入っているが、どうわけるのがいいでしょうね。

委員長：ジェンダー平等と人権というのと、暴力やコンプライアンスに違反するようなものに対しての人権を守るという。DVも犯罪ですよ。

3番目の子どもの人権の中では、子どもに関する性犯罪の防止っていうのが出てないなと思って。日本版DBSというもので、保育所とか幼稚園とかで性犯罪者の人が採用できないようにするってシステム、それを鎌倉市はどうするのか。そうすることが性暴力の根絶につながっていくので、子供が入ってくるわけですよ。だから男も女も子供も守られることになるので、その項

目は 1 個建てる。子供の人権の中に入っていないので。

事務局：おっしゃっていただいた子どもの性犯罪の部分ですが、ジェンダーと人権の中に入っている性犯罪性暴力が若年化しているということで、それが 2 番目のジェンダーと人権の部分だったのですが、コンプライアンスの部分とハラスメントを統合してということですかね。

委員長：学校とか幼稚園、養護施設にアプローチしてしっかり守るようにしていきなきゃいけない。分けてもいいのかな。例えば、子供に関しては女の子ばかりでなく、男の子に対する性犯罪もあり、そう考えると女性に対する性犯罪というだけじゃない。そういうふうに考えると項目を建てていきなきゃいけないのかなど。

委員：あと、もしこれが完成した時に結局その誰でも相談支援できる体制の整備をしていきたいと思いますって、一番上で全ての人の人権のところでありますけど、極端に言いますけど、じゃあ鎌倉市役所の行政の窓口でそれがじゃあ一つできるとか、他のところをこう委託するのかわからないのですが、やっぱり全ての人に対してというところを全項目で統一できるような、そういうことにしておかないと、窓口に来た時にじゃあ、それは高齢のことだから、高齢の方に行ってください、障害分野なら障害の方に行ってくださいとか、そういう風になるような気がします。これができた後にどこに繋げていくのかって判断するときにも、すべての人の人権に関しては守りますよと謳ったものを作るのであれば、やっぱりすべて包括される、何かがあった方が安心だなんていうような。

委員長：相談窓口の一本化とか、いろいろ考えていかななくてはいけないのだろうけど。ジェンダーのことに言っていると、女性だけからジェンダーになった、それはいいと思うのですが、ジェンダーの中の考え方としては、いろんなものが混在しちゃって。そこは少し性犯罪性暴力に関してはもうどっちも許さない、ということで少し分けた方が。このジェンダー平等は進めなきゃいけないわけだから、あとは性犯罪の方は守っていかないといけないわけで、分けて考えていくっていうふうに、鎌倉市として考えていくのはこれから新しい時代にはいいかもしれない。

事務局：暴力の根絶と人権、みたいな

委員長：そうそう、いいですね。ハラスメントには今いろいろありますよね、カスハラとかね。そういったことすべて許せないということを含めて検討して。

委員：暴力という点では被害者が多いほうに引っ張られるところもあるかとは思いますが、やはりどっちもっていう風に考えなきゃいけないのかなという気持ちがある。

事務局：どのような項目の紐付けができるといいのかちょっと中で少し整理して、

こんな案でどうでしょうというのをメール等お願いしてご意見いただければと思います。

委員：「外国につながりがある人の人権」について、特に重要な取り組みというのを見ると、ヘイトスピーチの問題であるとか、日本に住んでいて外国につながりがある人とか、そういう方たちへの考えや配慮がないような気がするがどうでしょう。

委員：ヘイトスピーチの問題など、川崎ではすごく問題となっているようだが

委員長：鎌倉はある意味国際的な都市ではあるので、住民の方も多と思います。コロナ前はいろんな取り組みもあったと思います。国際的な交流はまた復活するのですよね。

事務局：イベントなどは復活するようになるかと思います。

委員長：一度なくなっちゃうと、なかなか復活するのがね。

事務局：市民の方からも要請が強いので文化課のほうで考えているかと思います。

委員長：教育委員会とか学校なんかでどういった取組しているのか、またこれからしていくのかとかね。

外国籍の児童なんかはどのくらいいるのか、横浜とか川崎と比べて、鎌倉がどのくらい支援ができているのか。どこかに記載があったと思いますが、多言語での取り組みを学校なんかでもしているとか。あと、中には保育園とかで困っていることたくさんあると思います。お母さんが日本語を全く喋って喋ることができないので、じゃあ誰が支援やサポートしてくれるの？というところがありません。

また、保険証とか、予防接種のことは全くわからないとか、そういうこともあります。そういうサポートとかってどうしていくのか。

例えば、あの今原宿あたりではポケットークの会社が無料で配布してやっていると、これからいろんな観光地に広げていくという朝のニュースでありました。例えば鎌倉なんか観光地でそういったものを利用してもらうとか。寄贈してもらって、使うとかそういうこともできるかなど。観光などにも使えるかなど。もう少し具体的に。

委員長：そのほか、子どもの貧困について何かありますか。

事務局：貧困については、「生活困窮者の人権」としている。子どもの人権のところではヤングケアラーの問題、生活困窮者の人権では子ども食堂などをあげている。スマイルフードプロジェクトなど日用品の配布なども。

委員長：それらは大人が対象で、子どもが食料取りに来ているというのはあまり見たことがないです。生理用品に関しては学校で配布しているのは良かったなと思ったのですが、子供が虐待だとかで、貧困で夏休みの間、給食が食べられないので困っているという子供たちが鎌倉にも少なからずいると思います。

そういったところに関してのことがどこにも記載がないというのはちょっと気になりました。子ども食堂は実際どれくらいあるのか、どう支援しているのか、そういったことがどこかにあってもいいのかな。

事務局：子ども食堂とかの取り組みが生活困窮者への支援体制の充実の中に含まれている。子どもの貧困という言葉が見えるほうがよいでしょうか。

委員長：そうですね。どこで支援していくのか見えるというのが。公民館とかそういうことで配布しても子供は絶対来ないですから。

委員：子ども食堂をやっている、来る子どもは関係者の子供ばかりで、実際に支援が必要な子は来ないという話を聞いたことがあります。役所の方が付き添って一緒に行ってあげるだとかそこまでしないと、なかなか子供に本当に手が届かないという気がします。

委員長：子ども食堂自体の経営も難しいという。例えば企業とタイアップしていろんなことをやるとか。

事務局：指摘いただいた内容は、3 番目の「子どもの人権」の中の子どもの権利や人権の確保というところで記載はしていますが、具体的にというお話ですね。

委員長：性的少数者の人権の中にも子供は入ってないですよ。だから、例えば学校の制服の問題とかどうなのかって。女子はスカートじゃなきゃいけないのか、ということに関してもやっぱり啓蒙が必要になってくると思いますね。急に大人になって性的思考が変わるわけではなく、小さい頃からあるわけだから、小さいころからケアしないと一番苦しいのは子どもたちだと思うので、そこをきちんと取り上げておかないと。教育委員会がそこをよく考えているということを示さなくてはいけないと思う。

事務局：性自認について、6 歳から 12 歳くらいまでに自覚するとも言われており、子どもたちへの周知は必要だと考えています。

委員長：ジェンダーにつながっていて、保育園とか幼稚園のときから見直していかないと小さい頃から苦しんでいると思う。そういうことも教育に関しても関わってくる。問題提起して、考えていくことが重要になってくる。

委員：さっきの子ども食堂の件で、あまり当事者の方がいないみたいなお話がありました。けれど、当事者たちにその情報が届いていないのではないかな、窓口もちょっと分かりにくいとかあるのではないのかなというふうに思っていて。私障害分野ですけれども、お母様が障害を持っている方で、訪問支援もお宅に伺うとお子様とかがいるのですが、お子様を殴っていたり、虐待が発生したりしていますよっていうパターンもありますし、それはもう役所の方にも通報するしか、我々はないので通報はするのですが。中学生、高校生など 12 歳以上で大体自分たちでも判断できるヤングケアラーの方たち、多分スマホとかを持っているかどうかわからないのですが。例えば学校の中で

そういう情報提供ができるのであれば、子ども食堂でご飯食べたりだとか相談できる場所につながったりとか、そういうことができるのではないのかな。前回の時に生理の貧困対策について実施するという報告があったんですけど、それと同時にそういう窓口があるよということがわかればいいのかと話を聞いていて思いました。

事務局：教育委員会で聞き取りをしたら配布している i P a d で相談フォームを作ったところ、そこで相談件数が増えたそうです。そういった取り組みがあるというのは聞いているので、そこを記載したつもりだが、書き方がわかりにくかったので、いじめ対策相談体制の充実のところ、もう少しわかりやすく記載できたらと思う。

委員長：W i - F i がなかったら家に帰っても連絡ができないということもありますよね。公共機関でそういったものが使えるところとかあると。情報化が進んでくると逆に格差が出るということもある。

委員：包括的な相談機関が、現場と具体的にそういう支援を欲しているところとうまくつながってないというかね。ネットワークがうまく繋がってないと難しいという感じがしますよね。

子ども食堂も活動している方のお子さんが一緒にそこで食べている。その人たちが多くなってしまっというのとはそこでできることの情報が入ってこない。

子ども食堂やっています。というだけで、その具体的な相談体制とのつながりが見えないとか。重層的支援体制をとっているのであれば、いろいろな場面とのつながり、ネットワークをきちんと作って、そこができていれば、むしろそこで一緒にごはんを食べられたりとか、相談できたりするとかが大事なのかなと思って。

委員長：子供食堂だけではなかなか厳しい、なかには潰れているところもあるし、始めたのにやめてしまったら行き場所がなくなってしまう。始めるのだったら、ちゃんと続けていけるような補助をしなくてはいけない。例えば社会福祉施設だとか、高齢者の施設だとか 24 時間という活動しているところに、例えばそういう施設をおいて一緒に食べたりとか、障害者施設で交流もできたりとか色々あると思うんですね、やり方は。だから調理員がいて、そういうことができるような状況に対して、その公的機関の補助が出て、いつそういったことをやっていますよ、ここでやっていますよ、来て下さいということ広がっていけば、多少でも進んでいくのかなというふうに思います。実際は施設の方も大変だとは思いますが。

そういうことも含めてなんかこう。今実態がわからない、あるのかないのか、鎌倉にあるのかな、わからないので。放置されている地区は早く救わな

きやいけない。

他に何かご意見ありますか？事務局からは何かありますか。

事務局：第2次から第3次への変更内容と、女性の人権と子どもの人権の部分、暴力の根絶と人権の項目出しについて、検討しご意見をいただければと思います。

委員長：あと一つだけ言えるとしたら、プラットフォームに書かれていた、よくわからないのが怖いけど、不安を解消する。確固たる術を持たない人が多いというね、差別についても当事者意識は全くないし、自分は関係ないと思って、実は差別もしているし、差別もされている。

人権の問題は教育が一番重要で、それをしっかりやっていくのが鎌倉市の未来につながっていくと思うので、知る、知らせるって言うことをいかにやっていくのか。知るって言うことが基本だと思う。学ぶ、教育を積極的にやっていくということが一番重要かなと。差別は再生産され、親がやっていけばそれを自然とやっていくわけだから。そうじゃないような社会にしていくということを徹底していくということはかなり強く思います。ここでやったことは大人だけが見るのではなく、子供たちに分かりやすい鎌倉の人権っていうのを、ちゃんと子供たちが見て学ぶことをやっていかないと繋がらない。大人だけにやってもしょうがない。そこはすごく大事ですから、人権教育というのは子供からだと思います。

委員：10年のスパンですものね。第1次第2次ときて。6才の子が16才になる、その期間ってすごく大事ですよ。

委員長：その他何かございますか？

委員：今のお話をすごく共感するのと、思い出したのは、ヤングケアラーだねと思っているのは周りの支援者とか大人とかなんですよね。本人自身が、自分自身がヤングケアラーだと自覚していないケースというか、それがヤングケアラーというケースと知らない場合もあります。例えばその虐待されているけど、要はその親と子の関係性の中で例えばひっぱたくとかって昔は多いにあったし、その流れから来てたりはしますけど、第三者から見ると虐待だったりとか、その情報っていうのをきちんと知るっていうことが大人だけじゃなくて、子供も知っているということが大変重要なのかなって今ご意見を聞いて本当に共感をしたので、本当に子供にもこう分かりやすいことを伝えていくというのが重要なのかなっていうふうに思いました。

委員長：ご意見以上でよろしいでしょうか。これまでの事務局の説明について、ご了承いただいてよろしいでしょうか。各意見は委員会での見解としたいと思います。今回人権を進めていくという点では今回有意義な話が出たと思うので、それを付け加えていただいて、フィードバックして作り上げていければと思いますので。本日は議事すべて終了しましたので、委員会を終了させていた

だきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。